

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷三十二第

行發日一月七年五十五大

## 論叢

効用、價值及び價格 . . . . . 九州帝國大學 教授 文學博士 高田 保馬

資本利子税と地方附加税 . . . . . 教授 法學博士 神戸 正雄

ツエツコ・共和國の土地制度改革 . . . . . 教授 法學博士 河田 嗣郎

スロヴァキア . . . . . 教授 法學博士 末川 博

一九二二年のロシア勞働法 . . . . . 助教授 法學士 沙見 三郎

我國財政の季節的變動 . . . . . 助教授 法學士 井上準之助

我國の國際貸借と金解禁問題 . . . . . 法學士 山本美越乃

誤れる植民政策の畸形兒・琉球 . . . . . 教授 法學博士 木多 芳郎

足袋の製造工程 . . . . . 法學士 木庄榮治郎

貧富調節論 . . . . . 教授 經濟學博士 中川與之助

天台宗團の財政 . . . . . 經濟學士

經濟學會大會記事

## 法令

清涼飲料税法・織物消費税法中改正・地方税に關する法律・健康保險特別會計法・農産倉庫法中改正・輸出生絲検査法・郵便年金法・製鐵業獎勵法

(禁轉載)

# ツェッコスロヴァキア國の土地制度改革

河田 嗣 郎

## 一 戦後諸國の土地制度改革運動

世界大戰以後歐洲大陸諸國に在つては、土地の所有状態を改革すべき必要が大いに感せられて、諸國にその實行を見るに至つた。そしてそれは一方に於ては土地の社會化運動として行はれ、他方に於ては自作農制定の事業又は國內植民の事業として行はれたのであるが、何れも古くより諸國に之を見たる廣義の土地制度改革運動 *Bodenreform* od. *Bodenbesitzreform* の發現と見るを得べきものである。そして又その運動の行はれるに就いては、社會主義的な特に共產主義的な思想と要求とが、之を促したのもあるし、又さうではなくて單純なる國內植民といふ經濟政策上の必要を主とし之に社會政策上の必要を加味したやうな目的から行はれたのもある。即ちその動機と目的とは必ずしも一樣でないし、特にその直面の必要に至つては固より甚だ區々であるけれども、兎も角土地の所有状態を改革し若しくは改善して、一面にはその状態の餘りに不平均なる

より來る生産經濟上と社會生活上の弊害を除き、他面には之に依て生産經濟上と社會生活上とに新たなる利益と調和とを齎さんとする積極と消極との目的の爲めに、廣く諸國に涉つて大いなる活氣を以て此事業の行はれたことは、大戰後に於ける最も注意すべき出來事の一と謂はねばならぬ。

併し大戰後諸國に行はれたる土地制度改革運動は、大體に於て三様に種別されたるを見通してはならぬ。一は共產露西亞の之を行つたものであつて、謂ふ迄もなく共產主義の計畫に依り土地の私有制を全廢し農事經營をも成るべく公共の手に收めて行はんとせる完全なる社會化の企圖これである。二はツェツコスロヴァキア、洪牙利、ルーマニア其他歐亞の中間に在る諸國の行へるものであつて、國家の手に依り強制的に土地を收用し或は之を國有地と爲し或は之を自作農民に分割譲渡せんとする計畫これである。三は私的事業として公共の援助の下に土地分割と自作農扶植の事業を行ふ政策これであつて、獨逸の行へるものである。此等三種の運動は各々多少づゝ其の方策の立場と目的と實行方法とを異にして居る。露西亞では曾て私が之を論示したやうに、當初の計畫は全然土地の私有制を廢止して共同生産組合に依る農事經營を行はしむる方針であつたのだが、實際に於ては封建的な從來の状態を改革して大農制を打破し其代りに自作農的な農業状態を造り出すに終つてしまつたが、とにかく革命後土地制度と農業状態とは大變革が行はれ、土

1) 本誌第十五卷第六號所載拙稿『勞農露國の農業』  
拙著農業社會主義と組合社會主義八九——二四頁

地所有制に關する法律觀念の大變化と土地分配の實狀に於ける著しき變動とが齎されることゝなり、農地の八割五分は小農民の手中に歸してしまつた。

次に歐亞中間の諸國に於ける改革運動は、やはり政治的變革と共に行はれたのであつて、元來此等の諸國には大農地所有が廣く行はれて居て、地主と農村無產者との階級的分裂が著しく、特に人種上の區別もあつて、土地制度改革は、經濟上の必要と社會上並びに政治上の顧慮との下に行はれざるを得なかつたのである。そして此等の國々に於ける土地制度改革事業に共通なる點は、一地主の所有し得べき土地の廣さに對して一定の最大限度を定め、其限度以上に廣き土地を所有する者からはその限度以上に出づる部分を公的に收用し之を分割して内地移住的事業を行ひ、農村の無產者に土地を得せしめて自作農民として落付くやう、色々と込入つた實行方策の下に土地所有の分配状態を整理することであつた。<sup>2)</sup>

次に獨逸に行はれたる土地制度改革事業は、戰前から夙に行はれて居た所の内地植民の事業を繼續して然かも一層有効に行はんとするのであつて、戰後發布された移住法や家産法に據り、土地は私的取引に依て之を買收し移住會社が先買權を有するものとせられ、若し其道に依て土地買收の出來難い場合には、或限定されたる收用法の適用に依りて之を得ることの出來るものとせられたのである。<sup>3)</sup> 従て其の事業は歐亞中間諸國に於けるほど國家的に踏込んだものでなく、國家自

2) J. Wiehen, Die Bodenreform der Tschechoslovakischen Republik, Berlin 1914, S. 11

3) 本誌第十九卷第三號所載拙稿『獨逸の國內植民事業』拙著農村研究九七——一二七頁

身の事業として之を行はないで其事業の爲に造られたる團體の手に依て行ふものとせられた。

右の如く多少づゝ相違せる土地制度改革事業について比較研究を試むることは、尙に意義あることであるが、私は既に露西亞の土地社會化事業と獨逸の自作農創定的な内地植民事業とについては、一通りの研究を爲して所見を公にしたから、茲には歐亞中間諸國に於ける土地制度改革事業を窺ふべく就中ツェツコスロヴァキアに行はれたる所を観察してみたいと思ふ。

## 二 ツェツコスロヴァキア共和國領域内の

### 農村状態

人も知るが如く、ツェツコスロヴァキア共和國はもとの埃太利のボヘミア地方に當るのであるが、同地方に在つては、古くから大地主制が廣く行はれ、然かも古くは大地主は即ち領主であつたから、普通農民との間に大いなる階級的區別が存して、一方は命令者たり支配者たり、他方は服従者たり従屬者たる關係に在つた。そして封建的な領主權の亡びてから以後に於ても、大地主制と階段的區別とは依然として存續し、農民の多くは無産者として單純なる農業勞働者たるに過ぎなかつた。そして尙ほ同地方に在つては、大地主中には外國系統の者が多くて、其の手中に土地所有の段々兼併される勢は永い間繼續して現代に及んだのである。従て農村の事情は頗る複雑

で政治的にも經濟的にも社會的にも中々入つた習弊多きものであつた。

然るに同國一般の經濟發達の程度からいへば、農業は甚だ重要な地位を占め、農業に従事する人には同國がまだ埃太利の一部であつた一九一〇年に行はれたる人口調査に依れば、總人口の四割二分を占めて居た。そして同地方には獨逸人とツエック人とが住んで居て國を成して居るのだが農地の中で地味の豊饒な地方には主にツエック人が居住し、ツエック人は總人口に對しては六割二分強に當るのだが、農業従事者中に在つてはツエックは實に七割強を占めて居るのである。されば土地制度改革の問題に關しても國內の獨逸人系の者よりもツエックの方がより以上の利害を感じ又より多く之を必要としたのである。蓋し獨逸人の中に在つては土地を所有しない者は少いに反して、ツエックの方にはそれが多いからである。即ち百人の農業従事者中獨逸人に在つては三十一人は自立せるもので三四・八人が労働者なるに反して、ツエック人側ではたゞ二十九人が自作者で三六・二人は労働者であつた。加之大農地制は獨逸人の居住する地方に在つてはツエック人の居住する地方に比し遙かに僅少な意義しか持つて居なかつたのである。

然るに翻つて同國に於ける一般的土地分配状態を見れば小農地所有又は過小農地所有の割合は實に多く、總所有地中凡そ其半數は半ヘクタール（凡そ我五反に當るのだが水田米作ならず畑作の行はれる歐洲の實狀として五反歩所有では農家はどうにも食つて行けないのである）以下の面

積しか無かつたのである。然かもかゝる小所有地全體を合して其の面積を見れば全地積の僅か一・三％にししか及ばない。そして總所有地數中の八割二分は五ヘクタール以下の面積の所有地であつて然かもその總面積は全地積の一三・七％にししか當らない有様だつた。由來同國では(獨逸あたりでも大體同様だが)二ヘクタール以下の面積を所有して居ては一家の生活は出來難いものとなつて居る。従て之を過小農地と見るのである。然るに此の過小農地は總所有地數中の七割強に及び然かもその面積合計は總地積の六・五％に過ぎなかつた。

所が大農地所有に至つては、二百ヘクタール以上の所有數は總所有數の〇・〇六％に當るに過ぎざるに拘らず、其の總面積からいへば全地積の三五・六％に及び、實にその三分一以上を占めて居るのである。そして二千ヘクタール以上の所有地數は所有總數中僅かに〇・〇一％しかないけれど、その面積は總面積中二七・七％即ち四分一以上に當つて居る有様である。

右は土地所有分配の状態であるが、更に土地を利用し農業又は林業を經營するその經營の大きに就いて見れば、舊ボヘミア地方に在つては小規模經營がその大部分を占めて居た。即ち半ヘクタール以上五ヘクタール以下の經營面積のものが總經營數中の半數以上を占めて(五六・八％)居たのである。之に中規模經營のものを加ふれば、その經營總數に對する割合は實に九九％に及び百ヘクタール以上の大規模經營のものに至つては僅々〇・五％に當るに過ぎなかつた。従て同地方に在

つては小作經營が廣く行はれて居るのであつて、小規模經營中の三一・二%は小作を主とする又は純粹なる小作經營であつた。即ち自作經營は農業經營總數中の約半分に過ぎないで、他の半數は自作兼小作又は純然たる小作經營であつた。そして其等の小作の大部分は二ヘクター以下の過小農地經營を爲すに過ぎなかつたのである。

斯く舊ボヘミア地方に於て小作農業の廣く行はれて居たことは、土地制度改革の事業を必要ならしめた事情としても十分注意しなければならぬ所たると同時に、又土地制度改革事業をば容易に實行せしめ得る事情であつた。即ち小規模小作地に在つては、其の經營方面に於ける經濟的實狀をば何等攪亂することなくして所有關係だけを改善するを得て然かもその事は國民經濟的に大いなる利便を齎す所以であり得る。それに又小作人はその地位と法律上の權利とを改善することにより、永小作權的なるか、然らざれば一定の制限の下に於ける所有權的な權利を獲得することが出来ゝ。更には又大規模小作地に在つては法律上に於ける地位の變更に依り同時に經濟的なる經營實行に變化を及ぼすことなしに、克く國家が從來の地主の地位に取つて代ることが出来る次第である。

そして更に農業經營上に於ける勞働狀態に就いて見れば、舊ボヘミア地方では經營中その七割七分は自家勞働に依るものであつて、總經營數中たゞ二割二分強に當るものだけが他人の勞働を



雇入れて經營を行ふに過ぎなかつた。此の事情も亦舊ボヘミア地方に於て土地制度改良事業を行ふに就いて重要な意義を有するものたるを失はなかつたのである。

要するに斯くの如くにして土地所有分配の状態に大いなる缺陷あり、一方には極めて少數なる大地主が頗る廣大なる土地を所有し、他方には農民の大多數は純然たる無産者たる小作人又は農業労働者であるか然らざれば無産者に近き小自作農民たり又は自作兼小作農民であつて、彼等の大部分はたゞ自家労働に依て極めて小規模なる農事經營を行ふものたるに過ぎなかつた事情は、從來舊ボヘミア及スロヴァキア地方に於て農民離村の狀勢を造り成さしむる主たる原因であつた。特にスロヴァキア地方は最も人口稀薄なる地方たるに拘らず農村としては人口過剩の地方たる矛盾した狀態を呈して居たのであつて、農民離村の傾向は最も著大ならざるを得なかつた。即ち同地方では、農村の人々は田舎に厭いたから之を離れるといふよりも又都會生活に憧れて之に向つて流れ行くといふよりも、主として農村生活の望み無き特に土地獲得の望み無きに失望して田舎を捨て、去る事情が強かつたのである。そしてそれが土地所有の分配狀態の悪しき爲に生ずる事情だつたが故に、此の地方にあつては、大地主制は農民離村の原因なりと見るオツペンハイマーの所説が最もよく妥當せる次第であつた。そしてその事情は是非とも土地制度改革事業の行はれざるべからざる最も有力の原因を爲し理由を爲すわけであるから、舊埃太利帝國に在つても

その事業の計畫は立てられたのだつたが、終に實行せられないまゝに推移して大戰期に入つてしまつた。そして大戰の齎らせる政治上の大變革と經濟上の事情の進展とは、終に多年の懸案を解決する機會を造り成したのであつて、その結果はともかくとして、事業としては多年必要とされて然かも實行され得なかつた所のものが、實行されることゝなつたのである。<sup>4)</sup>

### 三 大所有地の差押と收用

舊埃太利帝國ボヘミア地方に於ける土地制度改革事業は、一九一八年十月二十八日にプラーツに革命起り、ツェッコスロヴァキア共和國の建設される氣運の熟すると共に大變革期を迎へた。當時社會民主黨は、元來同地方に於ける土地はハプスブルク王朝の爲に略取されたるもので現在の大地主の所有地は大抵その略取に起原するものなれば、今や無産者に土地を十分に獲得耕作するを得せしめん爲めに國家は大農地を無償にて收用すべきであると主張して大いなる宣傳運動を行つた。けれども革命の嵐が吹き過ぎて時情平穩に歸すると共に斯かる無償なる土地收用は苟も法治國に在つては行はれ得べきものでなかつた爲に、大農地を分割して之に自作農民を扶植する普通の政策が實行されることになつた。

土地制度改革事業の手始めとして、序論的に行はれたるは、一九一八年十一月九日に布かれた

4) 以上 J. Wiehen, a. a. O. S. 19-29 参照

る土地封鎖令である。之は主として大所有地に對して行はれたるものであつて、其の自由處分を禁止するを目的とした。そして其の發令に依つて一方土地の所有者は急いで之を賣り退いてしまはうとしても出来ないことになり、他方には又土地に餓えたる人々が暴力を以て土地を占領することでも防がれることになつたのである。即ち革命政府は不敢取この土地封鎖に依てその自由處分を禁止し然る上徐ろに土地に對するほんとの立法を行つて制度改革を爲さんとしたのである。然し建國匆々、事務多端だつた爲めにその立法は半年を経過して漸く行はれ得たのであつて、その間政府は國內のあらゆる農業團體に對して、土地政策を如何にすべきかに就いて詳細なる質問書を發し多數項目に分つて一々の方針を問ふて見た。之に對する回答の公にされたるものもあるが、事情はその來るを待つを許さなかつたものだから、終に一の斷定的な處置として立法が行はれることゝなつた。それは一八一九年四月十六日に行はれたる大所有地差押であつた。その大所有地といふは百五十ヘクター以上の農地若くは二百五十ヘクター以上のあらゆる土地を意味するものとする。そしてその差押に依り國家は當該法に指示されたる所有地を收用し又分割するを得るものとせられた。されば此の差押は直ちに大農地を收用したのではなく之を收用し得る準備的な立法たるに過ぎない。然しその收用が實地に行はれる迄は當該地の所有者は之が自由處分を法的に大いに制限せられるものである。だが尙ほ注意すべきことは此の差押は當該地の必然に收

5) Die Enteignung des Grossgrundbesitzes und die Socialisierung des Bodens; Bericht zum Fragebogen des Tschecho-slowakischen Ministerium für Landwirtschaft, Prag 1919

用せられる前提を爲すものではなく、更には又必要なる場合には百五十ヘクター以下の農地及二百五十ヘクター以下の土地一般といへども收用せられることあるべきことである。

そして尙ほ此の一九一九年四月十六日の法律は、大所有地の差押以外に土地制度改革の實行方に關する大體の方針を定めたのであつて、其の規定中には、土地局の設置、差押へられて然かもまだ收用されない土地の管理、その收用、賠償及分割等に關するものが含まれて居たのである。就中收用地の賠償に關する規定は注意に値するものであつて、左に掲ぐる土地は無償にて收用せらるべきであつて、その無償收用は特別法を以て實行さるべきものと定められた。その無償收用さるべき土地とは、敵國人の所有地、舊ハプスブルク、ロートリンゲン王朝所屬者の所有地、廢止された貴族及外國人にして位階的に土地を所有せる者の所有地、非法的に獲られたる所有地、戰時中ツエツコスロヴァキア國に對して不利を働きたる者の所有地これである。然しその特別法は制定せられなかつた。

次に又國家に依て差押へられ收用されたる土地の分割に關しても亦一九一九年の根本法は一般方針を規定した。先づかゝる土地の所有者は其の所有地の中につき法定の面積を越へざる部分だけは自己の爲めに留保するを得る權利を有し、又特殊の場合即ち農家的工業や都市への供給やを願慮して其の必要ありとせられる場合には、制限以上の土地をも留保することが出来るが、その

最大限は五〇〇ヘクタール迄とせられた。此等の土地以外の土地の使用に關する規定は、之を分割すること、更にはそれ等の分割されたる土地を産業組合組織により大規模經營のものとして之を社會化することを意圖したのであつた。そして其の施行法と土地制度改革の實行方法とは一方に私有的な小規模經營と他方に社會化されたる大經營との兩極端の間に一の平均を造り出すことを目的としたのであつて、所有と經營との規模に關して漸次的な計畫的な制理を行ひ、又生産組合的な經營に關する注意深き試験を行ふ意味に於て企てられたのである。此の目的の下に制定されたる施行法は、土地局の組織に關する一九一九年六月十一日の法律、經營管理に關する一九二〇年二月十二日の法律、土地收用及賠償に關する一九二〇年四月二日の法律、分割に關する一九二〇年一月三十日の法律及び信用貸付に關する一九二〇年三月十一日の法律である。

此等の施行法に就いて一々茲に説明する必要があるまいが、就中最も注意すべきものは收用地に對する賠償に關するものである。收用地の中には前に既に之を示したやうに賠償を支拂はないものもあるが、普通の收用地に對しては勿論賠償を支拂ふのである。そしてその賠償支拂に關して最も重大にして又困難なる問題は、その賠償價格に關する決定と賠償支拂の爲に要する資金の信用授受に關するものである。先づ賠償價格に關しては社會政策的見地の要求する所は、土地の取得者をして其の經濟的生存を保障するに足る程度の價格、詳言すれば土地の收益と土地價格

の利子とがよく釣合つて土地を買取りたる者は其地の利用により收益の餘剰を得てよく生活を爲し得る程度の價格を以て適當なる賠償價格と見るといふことである。然るに地主はかゝる價格を以てしては收用に應じない場合が少くないから、實際上に於ては、小農地創設の爲にする土地收用は、その收用の際支拂はれる買上價格と之を分割して小農民に譲渡す場合の拂下價格との差額だけは、之を國庫が負擔するに依てのみ圓滑に行はれ得る場合が少くないのである。次に土地代價の支拂に關しては土地取得者に現金を用意せしめる方法と、之に公的貸付に依つて其の資金を獲得せしむる道を開き與ふる方法との二つがある。然るにツエッコスロヴァキア共和國の實際に行へる所は、土地價格に關しては中間道を行き資金信用に關しては收用さるゝ大地主に強制的貸付を爲さしめることに依て問題を解決した。

即ち土地の買上價格は普通價格に據ることにしたのであつて、一九一三——一五年に至る間に百ヘクタール以上の土地の自由賣買の行はれたる價格を基礎とすることにしたのである。そして其の價格の決定に關し最も興味あることは、土地收用價格は千ヘクタール以上の廣大なる地所に於ては其の價格は千ヘクタール毎に漸次割引されることであつて、先づ千ヘクタール以上の第一階段の土地に對しては其の價格の五%を減じ、面積階段の上ぼるにつれて遞次減價の歩合を定め終に五萬ヘクタールの土地に就いては四〇%の減價を行ふことにしたのである。そして次に土

地代金の支拂方法に關しては國庫は土地所有者に對して土地代價に相當する額を負債するものと爲すを得ることとし、其の場合には年四分の利子を附することに定めた。もう少し詳しくいへば、土地局は收用地の所有者に對して現金を以て其の買上代金を支拂つてもよければ、又都合によつてはその所有者を土地代金額だけの債權者にして賠償原簿に登録しその債權に對しては國家は少くとも半期毎の割賦償還を行ふものとするのである。そして不動産信用の原則に従ひ、此の年賦債權に關しては債權者の側からは其の一時支拂を請求することが出來ぬけれど、債務者たる國家の側からは三ヶ月の告知期間を以て一時的に現金支拂を爲すことも出來れば、又公債を交付してその支拂に當てることも出來るのである。つまり國家は何れの方法を選ぶも自由であつて、時宜に従ひ何れか適當の方法を探るべきものとしたのである。<sup>6)</sup>

#### 四 收用地の分割と處分

收用されたる土地は國家自ら之を所持しないものは、一定の順位に従つて分割譲渡せられるのであつて、其の分譲に與かり得るものは色々である。先づ第一には個人であつて小農業者、小工業者、農業に使用されたる人々及土地を有せざる人々は獨立なる農事經營を建設する爲に土地を獲ることが出來、その經營は自家の生活を支ふるに足り然かも他人の勞働の助を藉らないで一家

6) J. Wichen, a. a. O. S. 29-37; 43-51

で經營出来る程度の大きさのものとす。そしてその農事經營はその一家の專業であるか又は主たる業務たることを要する。尙又此等の人々は住家、經濟上の建物、小工業の爲の仕事場及び此等の建物に附屬する庭園を建造する爲に土地を獲ることが出来るのである。次に此等の人々の團體は農業の經營を共同に行ふことを専ら目的とするものたる限り土地を獲ることが出来るのである。斯くて國家は先づ第一に自作農民其他の人々の爲に經濟的な家産又は住居的な家産を建設する道を開き與へ、次には共同經營をば生産組合的な形式に於て農業に實現せしめんと企てたのである。

次に公共的自治團體、次に生産者の産業組合、次に消費組合、次に町村自治體、次には科學慈善等の爲に設けられたる法人も、土地を獲ることの出来るものとせられた。

分讓される單位區域としての土地の廣さは、農地に在つては獲得者が個人なる場合には、一家の生活を支へ得るに足る面積といふことを以て標準とし、土地の品位その所在地方の事情等に應じ六ヘクター以上十若くは十五ヘクター以下と定められた。獲得者が産業組合なる場合には、組合員各個に對し右の標準面積に當るだけの廣さを以て最大限度としたのである。そして分讓される土地の權利關係をいへば、所有地としての分讓は個人に對して行はれるのであつて、それは自家經濟の設立の爲めに與へられるものなれば原則として不分割的な家産地として授けられるの



である。次に小作地として與へられるものは、個人が何等かの事情により小作を選ぶ場合に個人に對して附與せられ、個人以外では共同耕作組合、生産組合(産業組合)及消費組合に對して附與せられるものとす。個人に對して所有地が賦與せられるのは、土地社會化といふ目的からいへば矛盾したことであるが、ツェツコスロヴァキア國に於てはやはり農民の間には家産制を普及する者が強かつたのであつて、家産制は人と土地との間に密接な結合を爲さしめると同時に土地から商品的性質を取除いて之を以て眞實に人間生存の地盤たらしめんとする主旨が貫かれねばならぬとせられたのである。

然し乍ら大所有地を分割して之を小所有者に獲得せしめ、其所に家産の設置を爲さしめんとする事業は、その小所有地を得んとする者に對して土地代金を貸付くべき信用組織が備はり其働の有効ならんことを以て必要の條件とする。この條件が缺ぐるに於ては、折角の事業も圓滑に進行するを得ないで、法令は空文に終つてしまふ外はない。さればツェツコスロヴァキアの土地制度改革事業に關しても、此の信用を規定する爲に設けられたる一九二〇年三月十一日の法律は甚だ重要な意義を有するものたるを知らねばならぬ。同法に依れば與へらるゝ信用は所有獲得の爲めのものど經營の爲めのものどに種別されてある。先づ小所有地獲得の爲に授けられる信用は、獲得すべき土地代金の十分の九までの額に及び得るのであつて、經濟上及び住居用の建物を獲る爲

めの信用は價格の半額まで與へられる。又經濟上及び住居用の建物の建設の爲めの貸付は土地價格の十分の九建物建築費の半額までと限られたのである。そして貸付は國家より與へられるのであつて土地局が國家を代表する。貸付期間は長期であつて其間利子の引上を爲すを得ず又債権者側には隨時解約權を與へないのである。此の貸付を受けて其の負擔に任じて居る土地は其の獲得者の生存する場合は最初の十年間は土地局の許可あるにあらざれば他人に讓渡するを得ざるものとする。尙又小農地の獲得者はその土地の使用上についても若し之を適當に管理するを怠るに於ては一定の監督を受けねばならぬことになつて居る。

次に經營信用に關しては、貸付はたゞ農業經營上必要な家畜其他農具の如き生産手段を獲得する爲めにのみ與へらるゝものとし、然かも貸付は産業組合の手を経てのみ爲されるのである。貸付は土地局より此の目的の爲に設けられたる基金中から現金を以て爲されるか、信用組合の如きが自己の資金を貸付くるか、さなくば私の貸借が行はれ其の損失に對して半額まで國家が保證するかの何れかの道に依て爲されるのである。

扱て上に示す所はすべて普通の所有地に就いてのことであるが、次に町村に於ける共有地に關しては、一九一九年七月十七日の法律により、從來共有地に對して權利を有したる者の特權を廢止し、かゝる共有地は總て之を町村基本財産と爲すことにせられた。町村基本財産に在つては、

その収益は悉く之を町村公共の費用にのみ充當すべきものとなつて居るのである。そして新立法に於ける特色を爲すものはかゝる町村公共財産の使用方に關するものである。即ち舊來の使用は公共財産から出來得る限り多額の地代收用を擧げるといふことを以て管理の眼目として居たのであるが、新法は町村公共財産は先づ第一に町村居住者の使用と利益との爲めに管理せらるべきものとした。此の意味に於ては例へば山林の木材は先づ町村居住者に賣却すべきであり、公有牧野は全體の住民の有する家畜の放牧の爲めに用ゐらるべきであり、農地や牧草地は先づ第一に無所有なる從て特に之を必要とする住民に對して町村より貸付け小作せしむべきものである。即ち斯くせられることに依て、小農業者の多數は其の農業經營をば自給的狀態にまで擴大することが出來、斯くて賃傭勞働より獨立するを得るものと考へられるのである。

尙一言附記して置かねばならぬことは、他の歐亞中間諸國の土地制度改革に於けるが如く、ツエツコスロヴァキア共和國に於ても亦森林の一部分は國有に移されたることである。次にはカルパテンルスタン地方に在つては從來廣く實物小作制(分益小作制)が行はれ、之に依て小農業者特に無産小作人が擲取されて居たのであつて、其の狀態最も改善を要する所があつたので、土地局は其の實物小作制を廢して金納小作制に改めることに努力したのである。更には又由來大農地の分割が行はるれば、土地はどかく不合理的な經營に陥り易く、小農民は農業科學と合理的經營

方法とに暗き爲めに、やゝもすれば土地を掠奪的に使用することになり易いものであるから、土地制度改革事業の眞實なる成就の爲めには土地分割と土地改良との兩事業を併せ行ふを要し、ツエッコスロヴァキア國に在つても此點に注意の拂はれて居ることを見遁してはならぬ。然し此の事業については又巨額の資金を要する次第なれば、事業は一朝一夕にしては完成せられないのである。<sup>7)</sup>

## 五 小作人に土地を得せしむる事業

嚴密な意味に於ける土地制度改革事業中には含まれないが、農業状態の改善の爲めに行はれる施設としては、甚だ重要な意義を有し地位を占め得るものと見らるべき立法が、ツエックスロヴァキア國に於ては、土地制度改革に關する諸立法と並び行はれた。それは領地的な農地に於ける小作人の權利を確保し、又彼等をして一定の條件の下に其の小作地の所有者たるを得せしむべき立法これである。即ち一九一九年五月二十七日に發布されたる小小作人に對する土地保定に關する法律これである。

舊境太利時代からしてツエッコスロヴァキア地方には長期の小作がかなり廣く行はれて居た。其中には永小作に似たやうなものもあつて (Zinsgrundler) 其の小作人の權利に關しては従來色々

7) *ibid.* S. 52-76

の紛争が表はれて居たのである。そして埃太利帝政時代に於ても、かゝる永代的な小作制は之を廢止しその小作人は一定の條件の下に其地の所有者たるを得せしめんとする企があつただけれど、終に之に關する立法を見るに至らないで居た。然るに一九一九年五月二十七日の法律はすべて長期なる小小作人に對して土地を保定せんとする企圖の下に編成公布されることとなつた。その規定によれば、一九〇一年十月一日以來引續き其地を小作し又は下小作したる農地の小小作人は當該地の所有者となることが出来た。そして此の立法は主としては斯かる長期間に涉り引續き小作を爲したる普通の小作地に關するものとして行はれたのであつて、小作人の權利はたゞ債權たるに過ぎざる者を主として眼中に置いて居るのであるけれども、同時に永小作人や之に類する者をも包含し、従て前時代から争の種となつて居る所の長期小作人の權利が果して物權的永小作權なるや普通の債權たるに過ぎざるやの問題は、併せて解決されることになつたのである。即ち法律は小作人の權利内容について問ふことなく、たゞ其の小作又は下小作が少くとも十八年間繼續的に同一家族の手に依つて行はれたといふ小作期間だけを見て、かゝる小作人は其小作地の所有を要求する權利あるものとしたのである。

此の法律の適用を受くべき土地は、國有地、差押へられたる土地、地券地、教會の所有地、社團財團等の所有地である。就中差押へられたる土地は前に示したやうに其の面積百五十又は二百

五十ヘクタール以上たることを要するのだが、他の土地についてはかゝる面積の限定は存しないのである。そして斯かる土地を要求し得べき小農は自己又は家族の手によりて其地を耕作經營するを要し又その一家の生活の爲に其地を必要とするものでなければならぬ。同時に又斯くて得られる農地は一戸分八ヘクタールを超ゆべからざるものとする。

土地に對して要請を爲し得る農民の權利は其小作地を所有に移して貰ふことであつてもよければ、又従前同様の條件の下に更に引續き六年間小作さして貰ふことであつてもよい。そして又その要請は土地そのもの及その上に建てられたる住家及經濟用家屋を包括するのである。

法律に規定されたることの實行に關しては裁判所に一任されるのであつて、當事者間に小作地の讓受代金に關する協定が成立しない場合には裁判所が之を決定するのであつて、其の場合には一九一三年に於ける當該地方の地價を標準とすることにせられた。そして土地の代金は讓受人の選擇により一時拂にしてもよければ又十回均一分割拂にしてもよいのである。そして又土地を投機的に轉賣するを防ぐ爲めに、右の如くにして得られたる土地は取得者生存する場合には十年間は土地局の許可なしには他人に讓渡するを得ざるものとした。<sup>8)</sup>

此の規定に依る農業狀態改革の事業は、之を農業生産の上からいへば殆んど何等の變化とはならないのであつて、從來耕作せられたる土地が同一人によりて引續き耕作せられるに過ぎない。

けれどもその耕作者は従來は他人の土地を借りて用ゐて居たのに、今後は之を自分のものとして用ゐることが出来るのであつて、其の事情の變化に伴ふ心理上の影響は、引いて多少は生産上にも効果を表はし、一般的に自作農民が小作農民よりも仕事に身を入れて行ひ、土地を愛し生産を増すといふ効果は、茲にも表はれて來なければならぬ筈である。そして小作人は既に農事經營に必要な家畜農具其他の生産手段を所有して居り之に要する勞働も一家に備はつて居るのであるから、それを其儘に新たなる心理状態の下に更に有効に用ゐて行けばよいのである。それに又地主の方に在つては、かゝる土地は大抵大農地の一部分であつて、然かもその部分は色々の事情の爲に之を地主自身使用するを得ないで、他人に小作さして居たのだから、今その所有を小作人に譲つたからとて、格別多くの苦痛の伴ふわけではない。されば此の事業は之を農政上と社會政策上から見て、共に意義ある事業である。何人にも犠牲を強くないで、同時に又國民經濟上の損失をも齎さないで、之を實行するを得るものであつて、然かも之を實行したる曉に於ては大いに農村の社會状態を整へ、又農業經濟を合理化するに貢獻する所あるを得るものと謂はねばならぬ。此の事業が土地制度改革事業と併せ行はれたるは、當を得たること、謂はねばならぬのである。

以上私はツエツコスロヴァキアに於て行はれたる土地制度改革事業の主要を示したのであるが、之に關する立法や法文の規定の内容や、之に據つて行はれる事業の實行方法や等に就いては、専らヨセフ、ヴィーエン氏の論文を參考し援用したのである。問題が事實の説明を主とするものであるが故に、廣きに涉つて比較討論する必要もあるまい。

事業に對する批評的考察に至つては、問題は決して獨りツエツコスロヴァキアに限られるわけではなく、一般的に斯かる土地制度改革事業なるもの、是非得失についての議論とならざるを得ない。たゞツエツコスロヴァキアに關するだけの問題として見れば、此の事業が同國の實際事情に照し合せて必要であつたか否か、又かゝる方針と實行策とを以て行はれたることが適當であつたかどうかといふことになるが、それは大體説明中に於ける同國の實狀から觀て止むを得ざるものであり、又機宜を得たるものであつたと見る外はない。そしてその事業の效果に至つては、其後の報告を手に入れて事實の經過の上から判斷する外はないのであつて、茲にはまだ之を爲し得べき資料が供はつて居ない。

たゞ一つ研究上注意に値することは、かゝる事業が土地の社會化といはれ、又土地社會化の目的で以てかゝる事業が企てられるのだけれど、其の實行されたる跡を見れば、決してそれが十分なる社會化とはなり得ないで、土地私有制そのものは之が爲めに多く動搖することなく、たゞ一



定面積以上の大所有地のみが、その一定面積を越ゆる範圍内に於て收用せらるべきものとされたに過ぎず、然かも又その收用されたる土地は小農地其他小所有地として又新たに所有權の下に小所有者に賦與されるのであつて、眞に國有とせられたるはたゞ一部分の森林に過ぎないといふ事情これである。さればこれは決して完全なる土地社會化の事業ではなく、たゞ一方に於て一所有の下にある土地の面積を制限すると同時に、他方に於て小所有地を造つて之を家産的のものとし、以て農村には自作農的な定着者を増加して、農村状態を健全にし又之に安定を得せしめんとしたものとたるに過ぎないのである。

即ち事業はやはり自作農主義により農業には小規模なる獨立經營を推奨し之を以て基礎と爲さんとするものであつて、たゞその小所有地を作る爲めに必要な土地を獲る方法として、強制的に法律によつて大地主の土地を收用したる點に於て特色を有する次第である。併しその收用は決して無償には行はれないで、有償的に行はれて居るから、事業の實際的效果からいへば英國などに於て行はれて居る自作農的小農地設定の事業と甚しく異なる所はない。やゝ立法上の行き方を異にするのみである。そして又事業が社會主義在來の主張の如く土地の公有制の實行とその經營の生産組合的大經營的實行とを目標としないで、その點に於て殆んど時を同うして露西亞に行はれんとしたる所と頗る趣を異にせることも注意に値する所と謂はねばならぬ。當初から異なる方針

の下に事業が企てられたのか、それとも少しづつ、先に行はれて行つて露西亞の事情を考慮しその失敗に鑑みて當初のやゝ完全なる社會化の計畫を緩和するに至つたのか、それはよく實狀を詮索して見なければわからないが、然しツェッコスロヴァキア共和國に於ては此の土地制度改革事業を行ふについて、前にも一言したやうに、國內のあらゆる農業代表機關に對して精細なる質問書を發して、事業の方針及實行方法等について答申を求めるとの事を爲して、出來得る限りの注意を拂つて事を進めたる事實あることは見道がすべからざる所である。吾々は事業の方針や方法やについて注意深く觀察し又之を他國の自作農制定事業と比較し、特に露西亞に於て行はれんとしたる土地社會化計畫と比較し研究することに依て、多く學ぶ所あるを得る筈である。他山の石として茲に紹介する所以である。(完)